

一般社団法人 miraie 寄附金取扱規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 miraie（以下「当法人」という。）が受領する寄附金について必要な事項を定めるものとする。

第2条（寄附金の種類）

当法人が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- （1）一般寄附金：当法人への寄附の申入れにあたり、寄附者が使途・条件等を指定しない寄附金
 - （2）指定寄附金：当法人への寄附の申入れにあたり、寄附者が使途・条件等を指定する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条（寄附金の受け入れ基準）

次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合、当法人は寄附金の受入を辞退するものとする。ただし、寄附金の受領後に第2号に該当することが判明した場合においては、受領した寄附金は、寄附者又はその承継人に対して返還することができるものとする。

- （1） 当法人に申入れのあった寄附に、次に掲げる条件等が付されている場合
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - エ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
- （2） 当法人に申入れのあった寄附が、次に掲げる反社会的勢力に関わりのある寄附である場合
 - ア 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）からの寄附の申入れの場合
 - イ 会社その他の法人からの寄附の申入れの場合で、その法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力である場合
 - ウ 寄附を申入れる方の名義を反社会的勢力に利用させて、寄附の申入れをする場合
- （3） 寄附金の受け入れにより当法人の業務に著しい負担又は支障が生じる場合
- （4） 寄附金の受け入れが当法人の事業目的の達成に資するものではない場合
- （5） その他寄附金の受け入れが不適切であると当法人が判断した場合

第4条（寄附の申入れがあった場合の取扱手続）

寄附者から当法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容が前条の規定に該当しないことを確認したうえで、寄附の申入れを受け入れるものとする。ただし、前条の規定に該当しないことが明らかな寄附の申入れの場合並びに募金箱及び Yahoo!ネット募金等のインターネットを通じた募金システム（以下「ネット募金」という。）による寄附の申入れの場合は、この確認手続きを省略することができる。

2 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、寄附申込書その他の適

切な書面により寄附の申入れを受けるものとする。ただし、募金箱及びネット募金による寄附の場合は除く。

3 前項の寄附申込書には、必要に応じて次の事項を記載する。

- (1) 寄附者の住所・氏名
- (2) 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- (3) 寄附物品・固定資産の量・種類等
- (4) 使途・条件等の指定の内容
- (5) 反社会的勢力と関わりのない寄附である旨の誓約
- (6) その他必要事項

4 行事等で祝儀名目の小口の寄附を受領する場合は、この規程を寄附者に交付のうえ一般寄附金として取り扱うものとし、氏名、住所及び金額を記載した明細を作成し保管することにより寄附申込書に替えるものとする。

第5条（一般寄附金の募集）

一般寄附金は常時募集することができるものとし、一般寄附金の募集に応じる寄附者は寄附の申入れにあたり使途の指定、管理運用方法その他の条件等を一切付さないものとする。

- 2 募金箱及びネット募金を通じた当法人への寄附金は一般寄附金とする。
- 3 一般寄附金については、50%を公益目的事業に使用し、50%を公益目的事業以外に使用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、一般寄附金のうち募金箱及びネット募金を通じた寄附金については、全額を公益目的事業に使用するものとする。

第6条（受領書等の送付）

寄附金を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、当法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

- 2 前項の受領書には、当法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。
- 3 不特定多数人から募金箱又はネット募金を通じて寄附を受ける場合その他寄附者の特定が困難な場合については、寄附申込書、受領書等の作成は要しないものとする。

第7条（補則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項があるときは代表理事が別に定める。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2022年5月24日から施行する。

寄附金申込書

20 年 月 日

一般社団法人 miraie
代表理事 ジョン・キム 様

弊社（私）は一般社団法人 miraie の活動主旨を理解し、事業の内容に賛同し寄附をいたします。

記

寄附金額 金 円也

以上

住所・所在地 〒

(ふりがな)
法人名（個人の方はご記入不要）

(ふりがな)
氏名又は代表者名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス